

指定訪問看護事業者の指定の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和 7 年 9 月 18 日付けで、下記の指定訪問看護事業者に対し指定の取消処分を行いました。

記

1 指定訪問看護事業者の指定の取消し

(1) 指定訪問看護事業者の名称等

- ① 名 称 訪問看護ステーション山桜
- ② 所 在 地 福岡県遠賀郡水巻町高尾 1 4 - 5
- ③ 事 業 者 合同会社里櫻 代表社員 三原 七重
(ごうどうがいしやさとざくら だいひょうしゃいん
みはら ななえ)

(2) 指定の取消年月日

令和 7 年 9 月 18 日

(3) 根拠条文

健康保険法第 95 条第 5 号

2 取消処分等の主な理由

指定訪問看護事業者である、合同会社里櫻 代表社員 三原 七重に対して、監査への出頭を求めたにもかかわらず、正当な理由なく監査を欠席したため。

3 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和 6 年 5 月 21 日、福岡県保健医療介護部介護保険課（以下「県介護保険課」という。）から九州厚生局指導監査課（以下「指導監査課」という。）に対し、当該ステーションに対する介護保険法に基づく監査を実施したところ、行政処分に相当する人員基準違反、運営基準違反、虚偽答弁、不正の手段による指定に係る違反が確認された旨の情報提供があった。
- (2) 令和 6 年 7 月 26 日、県介護保険課から九州厚生局長あて、同日付けで行った介護保険法の規定による介護サービス事業所の指定の取消し（指定取消年月日は令和 6 年 8 月 9 日付け）を行った旨の通知があった。
- (3) 介護保険における介護サービス事業所の指定取消の原因及び患者調査の状況から、医療保険に係る訪問看護療養費の請求においても不正が疑われたことから、当該指

定訪問看護事業者に対して監査を実施することとした。

4 監査の状況

令和6年10月30日、11月20日、12月10日及び令和7年1月20日に、訪問看護ステーション山桜を開設する指定訪問看護事業者である合同会社里櫻 代表社員 三原 七重に対して監査へ出頭するよう通知したが、三原代表は正当な理由なく監査を欠席した。